

# 岐阜県公報

第 六 百 九 十 一 号  
令 和 八 年 六 月 五 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に  
関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員厚生課) 二三五<sup>ハ</sup>  
岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則  
の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 二三六

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定  
指定医療機関の廃止の届出 (地域福祉課) 二三六  
指定医療機関の再開の届出 (同) 二三七  
指定医療機関の名称の変更の届出 (同) 二三七  
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出 (同) 二三八  
医療機関の指定辞退 (同) 二三八  
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定 (同) 二三八  
土地改良区役員の退任及び就任 (下呂農林事務所) 二三九  
土地改良区の定款の変更認可 (飛騨農林事務所) 二四〇

### 公 示

## 規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十四号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和  
四十三年岐阜県規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
第七条の四中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。  
別記第十号様式中「315,000円」を「330,000円」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (以下「新規則」という。) 第七条の四の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (以下「旧規則」という。) 第七条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則付則第二項の規定による金額により支給されたもの (その額が六十六万円未満であるもの

に限る。)の支払は、新規則第七条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十五号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則  
岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則(昭和五十一年岐阜県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中  
四十人  
四十人  
二十人  
二十人  
二十人  
三十人  
を  
四十人  
四十人  
二十人  
二十人  
三十人  
に改める。

附則  
この規則は、令和九年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人新生会八幡医院	郡上市八幡町桜町二七八番地	令和八・四・一
まつだ 整形外科	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八二	同
ひいらぎ内科ハートクリニク	美濃加茂市山手町一丁目一〇八	令和八・五・一
HORITA 糖尿病・内科クリニク	美濃加茂市古井町下古井二八〇	同
わかにはらキッズベビークリニク	美濃加茂市新池町一丁目五七七	同
北村 歯科 医院	大垣市南類町二丁目二二五番地	令和八・四・六
おおがきファミリア歯科	大垣市池尻町字小島二二三番地	令和八・五・一
医療法人社団尚歯会ルセアーデンタルクリニク	本巣郡北方町曲路東三丁目一番一	同
ユニファーマシーみのかも薬局	美濃加茂市大手町二二二〇	令和八・四・一
クルーズ薬局	羽島郡岐南町八剣北四八八	同
さるびあ 薬局	美濃加茂市古井町下古井二七九番地	令和八・五・一
はちさん薬局 新池店	美濃加茂市新池町一丁目五八番地	同

岐阜県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

名称	所在地	廃止年月日
北方医院	本巣郡北方町北方一八六一三	令和八・三・三一
日江井外科	美濃加茂市古井町下古井二九七九六	同
医療法人新生会八幡病院	郡上市八幡町桜町二七八	同
まつだ整形外科	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八二	同
北村歯科医院	大垣市南類町二一二五	令和八・四・五
あいかわ薬局	美濃加茂市大手町二二〇	令和八・三・三一
クルーズ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣北四八八	同

岐阜県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を再開し

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

名称	所在地	再開年月日
医療法人健真会 いぬかいファミリークリニック	美濃加茂市下米田町今一三四一	令和八・四・一

岐阜県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

名称	所在地	変更年月日
新 ユニファーマシー きらきら薬局	高山市七日町二二三二七	令和八・四・一
旧 きらきら薬局		
新 ユニファーマシー そらまち薬局	高山市大門町一	同
旧 そらまち薬局		

新 ユニファーマシー  
さるぼぼ薬局 下呂市萩原町羽根四一 二 同

旧 さるぼぼ薬局 同

新 ユニファーマシー  
花池調剤薬局 下呂市萩原町花池字下田一九 六 同

旧 花池調剤薬局 同

岐阜県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日  
岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日
新 株式会社 M s y n g	岐阜市月ノ会町一丁目二番地三〇	訪問看護ステーション 悠ライフ 大垣	大垣市禾森町三丁目二〇二番地二	令和八年六月五日
旧 株式会社 カ フ イ ンド ラ イ				
株式会社 福ふ	中津川市千旦林一六一番地	地域訪問看護 福ふく	中津川市千旦林二四三七番地	令和八年六月五日
			中津川市千旦林二四三番地	
			中津川市千旦林西宮町四一三	

岐阜県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日  
岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
もりレディースクラブ クリニック	大垣市河間町一 一三	令和 八・ 五・ 八
大垣ひまわり歯科	大垣市長松町七五九番五	令和 八・ 六・ 一

岐阜県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

公 示

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日定

村瀬 峰雄 村瀬 治療院 関市志津野一二二四三 令和八・四・一四

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
小坂第一 土地改良区	令和八・三・三	理事	住 弥	下呂市小坂町大垣内 一三三八番地
			森 本 重 俊	同 門坂 一五六番地一
			野 尻 良 夫	同 大垣内一五〇六番地二
			今 井 千 冬	同 大垣内 一三五六番地
			大 森 昭 義	同 大垣内一四四〇番地一
			坂 尻 賀 哉	同 門坂 五一六番地
			桑ヶ谷 哲 也	同 高山市西之一色町三丁目三八八番地 一錦マンション二〇五
		監事	吉 田 栄 一	同 下呂市小坂町大垣内 一四二七番地
			中 原 則 之	同 大垣内 一二〇四番地

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
小坂第一 土地改良区	令和八・四・一	理事	野 尻 良 夫	下呂市小坂町大垣内一五〇六番地二
			坂 尻 賀 哉	同 門坂 五一六番地
			吉 田 栄 一	同 大垣内 一四二七番地
			住 弥	同 大垣内 一三三八番地
			今 井 千 冬	同 大垣内 一三五六番地
			山 崎 剛	同 門坂 一六八番地
			桑ヶ谷 哲 也	同 高山市西之一色町三丁目三八八番地 一錦マンション二〇五
		監事	大 森 昭 義	同 下呂市小坂町大垣内一四四〇番地一
			小 林 至	同 大垣内 一一九三番地
			大 森 康	同 門坂 五〇〇番地一
			鈴 山 忠 男	同 大垣内 一六八一番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年六月五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所

